

藤沢市公共的施設等における
受動喫煙防止を推進するための
ガイドライン
(改定案)

藤沢市

目 次

| | | |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 目的 | 1 |
| 2 | 本市における受動喫煙防止対策の方向性 | 1 |
| 3 | ガイドラインが対象とする公共的施設等 | 2 |
| 4 | 公共的施設における受動喫煙防止対策の推進 | 2 |
| 5 | 公共的な場所（屋外）における受動喫煙防止対策の推進 | 3 |
| 6 | ガイドラインがめざす姿 | 4 |
| 7 | ガイドラインの推進について | 5 |
| | 〈参考〉 受動喫煙防止対策に関連する法律及び条例等 | 6 |

1 目的

本市では、平成22年に策定した「藤沢市健康増進計画」及び神奈川県（以下、「県」という。）が平成22年に施行した「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」（以下、「県条例」という。）に基づき、タバコ対策として受動喫煙防止対策を推進してまいりました。また、平成27年3月には、「元気ふじさわ健康プラン 藤沢市健康増進計画（第2次）」（以下、「藤沢市健康増進計画（第2次）」という。）を策定し、栄養・食生活、身体活動・運動、歯・口腔などとともに、喫煙（※1）を市民の健康における重要課題の一つと位置づけています。

その中で、未成年者には、「タバコについての正しい知識をもつ」、「喫煙をしない」、「受動喫煙を受けない」、また、成人・高齢者には、「喫煙者は禁煙にチャレンジ」、「受動喫煙をさける」などの市民の行動目標を設定するとともに、計画の最終年度である令和6年度までに、「妊婦・未成年者・未成年者と同居する大人の喫煙率0%」、「成人喫煙率を0%に近づける」、「禁煙支援機関を増やす」、「COPD（※2）の認知率を上げる」などの指標及び目標値を設定しました。

本ガイドラインは、それらの取り組みの一環として、タバコによる健康影響から市民を守り、市民の健康寿命の延伸をめざして、さらなる受動喫煙防止対策の推進を図るため、子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的な空間を有する施設及び場所（以下、「公共的施設等」という。）における受動喫煙（※3）のないまちづくりのめざす姿を示し、そのまちづくりの実現に向けた取り組みの指針として策定するものです。また、本ガイドラインは、規制を目的とするものではなく、市民、関係者（団体）の理解と協力を得ながら、一体となった取り組みを進めていくための指針とするものです。

※1 喫煙：人が吸入するため、タバコを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させること。

※2 COPD：慢性閉塞性肺疾患。肺の炎症性疾患で、気道や肺胞に炎症がおこり、肺の働きが低下する疾患。別名「タバコ病」とも呼ばれ、原因の90%以上が喫煙といわれている。

※3 受動喫煙：人が他人の喫煙によりタバコから発生した煙にさらされること。

2 本市における受動喫煙防止対策の方向性

望まない受動喫煙の防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）により改正された健康増進法及び県条例において、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めています。

本市においては、健康増進法及び県条例を踏まえた上で、藤沢市健康増進計画（第2次）における市民の行動目標及び指標の目標値を達成するため、未成年者や妊婦・有病者などの利用が想定される学校や医療機関などの施設における敷地内禁煙、及び子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する駅周辺や公園、道路など公共的な場所（屋外）における禁煙（※4）等を受

動喫煙のないまちづくりのめざす姿とし、受動喫煙防止対策を推進します。

藤沢市健康増進計画（第2次）の計画期間である令和6年度までに、市民をはじめ様々な機関や団体と協力し、受動喫煙防止対策の積極的な推進を図ることにより、市民の健康寿命の延伸と受動喫煙のないまちづくりを進めます。

※4 禁煙： 公共的施設等における公共的な空間の全部を喫煙することができない区域（以下、「喫煙禁止区域」という。）とすることをいう。

3 ガイドラインが対象とする公共的施設等

（1）公共的施設

健康増進法第28条に規定する第一種施設及び第二種施設をいう。

第一種施設：学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎等

第二種施設：多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設（事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店等）

（参考：健康増進法（平成14年法律第103号）（令和2年4月1日改正）第28条、及び平成31年2月22日付・健発0222第1号厚生労働省健康局長通知）

（2）公共的な場所（屋外）

子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的な空間を有する場所（屋外）とし、以下の場所をいう。


- ・道路
- ・駅前広場
- ・公園及びそれに類するもの
- ・公開空地（※5）その他公共の用に供する場所

※5 公開空地： 日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は、利用することができる敷地。

4 公共的施設における受動喫煙防止対策の推進

（1）公共的施設における禁煙の推進

このガイドラインでは、健康増進法における措置を前提とし、受動喫煙防止のための禁煙等の種類を次のように分類し、公共的施設におけるより効果の高い禁煙を推進します。

| 種類 | 受動喫煙防止対策 | 効果 |
|-------|-------------------|---|
| 敷地内禁煙 | 屋内外を含む敷地内全域を禁煙とする | 高い  低い |
| 屋内禁煙 | 屋内を禁煙とする | |

(2) 禁煙環境表示の推進

公共的施設の禁煙環境の表示については、健康増進法及び県条例で定められている標識に加え、ガイドラインの定める禁煙環境の表示を積極的に行い、子どもをはじめとした非喫煙者がタバコの煙を吸わされない環境を整えることを推進します。



「敷地内禁煙」の標識

5 公共的な場所（屋外）における受動喫煙防止対策の推進

公共的な場所（屋外）における喫煙は、子どもをはじめとする非喫煙者にタバコの煙を吸わせてしまうだけでなく、火傷を負わせる等の危険を伴うため、禁煙を推進します。

また、健康増進法に基づき、喫煙をする者は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮が必要です。できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮すること、子どもや患者等特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では特に喫煙を控えること等が望まれます。

また、多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮が必要です。喫煙場所を設ける場合には施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないこと、喫煙室を設ける場合にはタバコの煙の排出先について当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を勘案して受動喫煙が生じない場所とすること等の措置を講じることが望まれます。

加えて、喫煙場所においては、喫煙をすることができる場所であること、当該場所への20歳未満の者の立入りをしないこと等を記載した標識の掲示をすることが望まれます。（参考：健康増進法（平成14年法律第103号）（令和2年4月1日改正）第27条、平成31年1月22日付・健発0122第1号厚生労働省健康局長通知、平成31年2月22日付・健発0222第1号厚生労働省健康局長通知）



「受動喫煙への配慮」の標識

6 ガイドラインがめざす姿

本市における受動喫煙のないまちづくりのめざす姿は、以下のとおりとします。

なお、施設等の個々の状況により、直ちにそのめざす姿の実現が困難な場合においては、将来的にはその姿をめざし、段階的にその状況に応じた適切な受動喫煙防止対策を行うこととします。

(1) 公共的施設におけるめざす姿

| 施設・場所の種別 | 具体的施設 | めざす姿 |
|--------------------------------|---------------------------------------|-------------------------|
| 未成年者や妊婦・有病者などが多く利用する施設 (※6) | 医療機関等 | 敷地内禁煙 禁煙環境の表示 |
| | 児童施設、学校（幼稚園、小・中・特別支援学校、高等学校、大学、専修学校等） | |
| | 国、地方公共団体行政機関等 | |
| その他の公共的施設 (※7) | 公共性の高い施設 | 敷地内禁煙または屋内禁煙 禁煙環境の表示 |

※6 第一種施設に準ずる

※7 第二種施設に準ずる

(2) 公共的な場所（屋外）におけるめざす姿

| 施設・場所の種別 | 具体的場所 | めざす姿 |
|--|-----------------------|------|
| 子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的な場所 (屋外) | 道路 | 禁煙 |
| | 駅前広場 | |
| | 公園等 | |
| | 公開空地 その他公共の用に供する場所 | |

※ ただし、禁煙が困難で、公共的な場所(屋外)に喫煙所を設置する場合は、「5 公共的な場所(屋外)における受動喫煙防止対策の推進」のとおりとします。(P3 参照)

7 ガイドラインの推進について

ガイドラインに基づく受動喫煙防止対策の推進にあたっては、適宜、関係者との意見交換を行うなど、市民や関係者の理解と協力を得ながら、一体となった取り組みを進めてまいります。

また、藤沢市タバコ対策協議会においては、タバコ対策に関する様々な課題を協議する中で、ガイドラインに基づく受動喫煙防止対策の具体的な取り組みの方策について協議、検討を行ってまいります。

なお、ガイドラインは、これらの取り組みの進捗状況や法律及び国の施策の動向等により、随時見直しを検討するものとします。

〈参考〉受動喫煙防止対策に関連する法律及び条例等

【健康増進法(平成14年法律第103号)(令和2年4月1日改正)】抜粋

第六章 受動喫煙防止

(国及び地方公共団体の責務)

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第二十六条 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。以下この章において同じ。)及び旅客運送事業自動車等の管理権原者(施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。)その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十七条 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等(以下この章において「特定施設等」という。)の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(定義)

第二十八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 たばこ たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。次号及び次節において同じ。)を発生させることをいう。
- 三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- 四 特定施設 第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいう。
- 五 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。
 - イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの
 - ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)
- 六 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。
- 七 喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。
- 八 旅客運送事業自動車等 旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。

九 旅客運送事業自動車 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。

十 旅客運送事業航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。

十一 旅客運送事業鉄道等車両 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）及び索道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）並びに軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両又は搬器をいう。

十二 旅客運送事業船舶 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による船舶運航事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に限る。）をいう。

十三 特定屋外喫煙場所 第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

十四 喫煙関連研究場所 たばこに関する研究開発（喫煙を伴うものに限る。）の用に供する場所をいう。
（特定施設等における喫煙の禁止等）

第二十九条 何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

イ 特定屋外喫煙場所

ロ 喫煙関連研究場所

二 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

イ 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所

ロ 喫煙関連研究場所

三 喫煙目的施設 第三十五条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所

四 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所

五 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は同項第一号から第三号までに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

（特定施設等の管理権原者等の責務）

第三十条 特定施設等の管理権原者等（管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下この節において同じ。）は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

3 旅客運送事業自動車等の管理権原者等は、当該旅客運送事業自動車等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止を求めよう努めなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(喫煙専用室)

第三十三条 第二種施設等（第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下この条及び第三十七条第一項第一号において同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により当該第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室標識」という。）を掲示しなければならない。

- 一 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨
- 二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

3 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙専用室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

- 一 喫煙専用室（前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）が設置されている旨
- 二 その他厚生労働省令で定める事項

4 喫煙専用室が設置されている第二種施設等（以下この節において「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

5 喫煙専用室設置施設等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。

6 喫煙専用室設置施設等の管理権原者等は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識を除去しなければならない。

7 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない。

(喫煙目的室)

第三十五条 喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができる。

- 2 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により当該喫煙目的施設の基準適合室の場所を喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室標識」という。）を掲示しなければならない。
 - 一 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨
 - 二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨
 - 三 その他厚生労働省令で定める事項
- 3 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により喫煙目的室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室設置施設標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙目的室設置施設標識が掲示されている場合は、この限りでない。
 - 一 喫煙目的室（前項の規定により喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条において同じ。）が設置されている旨
 - 二 その他厚生労働省令で定める事項
- 4 喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設（以下この節において「喫煙目的室設置施設」という。）の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たすように維持しなければならない。
- 5 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。
- 6 喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。以下この項及び第八項において同じ。）の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の第二十八条第七号の政令で定める要件に関し厚生労働省で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- 7 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室に立ち入らせてはならない。
- 8 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明らかにしなければならない。
- 9 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識を除去しなければならない。

10 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を除去しなければならない。

(標識の使用制限)

第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、特定施設等において喫煙専用室標識、喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室標識若しくは喫煙目的室設置施設標識（以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する。）又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

- 一 第二種施設等の管理権原者が第三十三条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を掲示する場合
- 二 喫煙目的施設の管理権原者が第三十五条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設等標識を掲示する場合

2 何人も、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

- 一 喫煙専用室設置施設等の管理権原者が第三十三条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は第三十四条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合
- 二 喫煙目的室設置施設の管理権原者が第三十五条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十条の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は前条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合

(適用除外)

第四十条 次に掲げる場所については、この節の規定（第三十条第四項及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。）は、適用しない。

- 一 人の居住の用に供する場所（次号に掲げる場所を除く。）
 - 二 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第三項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第四項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）
 - 三 その他前二号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定めるもの
- 2 特定施設等の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設等の場所（当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。）については、この節の規定は、適用しない。
- 3 特定施設等の場所において一般自動車等（旅客運送事業自動車等以外の自動車、航空機、鉄道車両又は船舶をいう。）が現に運行している場合における当該一般自動車等の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。

(経過措置)

第四十二条 この章の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

【「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について（受動喫煙対策）（平成31年1月22日付・健発0122第1号厚生労働省健康局長通知）】抜粋

第1 改正法の内容及び留意点

1 国及び地方公共団体の責務に関する事項（第25条関係）

国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。具体的には、以下に掲げる事項等に留意し、望まない受動喫煙が生じない環境の整備を行うよう努めることとする。

- ・ 受動喫煙による健康影響に関する知識及び情報の普及啓発
- ・ 受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナーの向上のための啓発
- ・ たばこの健康影響に関する最新の情報の収集及び発信
- ・ 屋外分煙施設の整備や各地方自治体の実情に応じた条例の策定等を通じた望まない受動喫煙が生じない環境づくり
- ・ 受動喫煙の防止に関する相談窓口等の設置を通じた個別相談の実施

2 関係者の協力に関する事項（第25条の2関係）

国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。具体的には、施設等における受動喫煙対策の実施状況に関する情報交換、啓発活動の実施の協力等に努めることとする。

3 喫煙をする際の配慮義務に関する事項（第25条の3第1項関係）

喫煙をする者は、喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。当該配慮義務の内容の具体例としては、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮すること、子どもや患者等特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では特に喫煙を控えること等が考えられる。

4 喫煙場所を設置する際の配慮義務に関する事項（第25条の3第2項関係）

多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。当該配慮義務の内容の具体例としては、喫煙場所を設ける場合には施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないこと、喫煙室を設ける場合にはたばこの煙の排出先について当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を勘案して受動喫煙が生じない場所とすること等の措置を講じることが考えられる。

【「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）（平成31年2月22日付・健発0222第1号厚生労働省健康局長通知）】抜粋

第1 改正法の趣旨及び概要

1 改正法の趣旨

改正法は望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権原者が講ずべき措置等を定めることを趣旨としたものであること。このため、屋内において受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に「望まない受動喫煙」をなくすこと、子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底すること、「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所毎に、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずることを基本的な考え方として受動喫煙対策を進めるものであること。

2 改正法における規制等の概要

(1) 施設類型毎の取り扱い

改正法は、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する観点から、施設の類型・場所ごとに対策を実施することとしているところ、学校や病院などの子どもや患者等が主たる利用者となる施設や、行政機関を第一種施設、これら以外の事務所や工場、飲食店等を第二種施設と分類し、第一種施設においては「敷地内禁煙」、第二種施設においては「原則屋内禁煙（喫煙専用室でのみ喫煙可）」とするものであること。なお、各施設における詳細事項については第2及び第3を参照すること。

(2) 施設の「屋内」及び「屋外」

改正法の規制の対象となる施設の「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とし、これに該当しない場所については「屋外」となること。

(3) 「管理権原者」及び「管理者」

改正法においては、施設の管理権原者及び管理者（以下「管理権原者等」という。）に受動喫煙を防止するための措置を講じなければならない義務が生じる場所、「管理権原者」とは、施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある者であり、例えば当該義務の履行に必要となる施設の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者をいうこと。また、「管理者」とは事実上、現場の管理を行っている者をいうこと。

第2 第一種施設に係る受動喫煙対策について

1 第一種施設の対象（新法第28条第5号関係）

敷地内禁煙の対象となる新法第28条第5号に規定する第一種施設は、多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）をいうものであるところ、これに該当する施設は以下のとおりであること。

(1) 学校、病院、児童福祉施設等（新政法第3条及び新規則第12条から第14条まで関係）

(2) 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎

2 特定屋外喫煙場所（新法第28条第13号関係）

(1) 新法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものであるところ、当該措置とは、以下のものであること。（新規則第15条関係）

① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。

「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーテーション等による区画が考えられる。

② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

③ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所をいう。

(2) 特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい。

(3) 第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。

3 その他（新法第27条第1項関係）

特定施設等（第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設並びに旅客運送事業自動車等（旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の喫煙禁止場所以外の場所であっても、子どもなど受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が多く利用する場所（屋外の場所を含む。）については、当該場所の利用者の望まない受動喫煙を防ぐという改正法の目的に鑑み、特定施設等と同様に受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましく、また、喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に特に配慮しなければならないこと。

第3 第二種施設等における受動喫煙対策

1 第二種施設の対象

第二種施設とは、多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいうものであること。なお、「多数の者が利用する」とは、2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設を意味するものであること。

【神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号）（令和2年4月1日改正）】

（目的）

第1条 この条例は、受動喫煙による県民の健康への悪影響が明らかであることにかんがみ、県民、保護者、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、禁煙環境の整備及び県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進し、並びに未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を講ずることにより、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）受動喫煙 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の煙（蒸気を含む。以下同じ。）を吸わされることをいう。
- （2）公共的空間 不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境（居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域並びに喫煙関連研究場所（健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第28条第14号に掲げる喫煙関連研究場所をいう。以下同じ。）、喫煙専用室（法第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室をいう。以下同じ。）、法第40条第1項各号に掲げる場所及び健康増進法施行令（平成14年政令第361号）第4条第1号に該当する施設を除く。）をいう。
- （3）公共的施設 公共的空間を有する施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下同じ。）のうち、次に掲げる施設をいう。
 - ア 特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第1に掲げるもの（以下「県第1種施設」という。）
 - イ 受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第2に掲げるもの（以下「県第2種施設」という。）
- （4）施設管理者 公共的施設の管理について権限を有する者をいう。
- （5）喫煙 たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることをいう。
- （6）事業者 施設を設けて事業を営む者をいう。
- （7）保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の長その他の者で未成年者を現に監督保護する者をいう。

（県民の責務）

第3条 県民は、受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、他人に受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第4条 保護者は、その監督保護に係る未成年者の健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に取り組むとともに、県が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県の責務)

第6条 県は、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民及び事業者の自主的な受動喫煙の防止に関する取組を促進するため、情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

3 県は、受動喫煙の防止に関する施策について、県民、事業者及び市町村と連携し、及び協力して実施するよう努めなければならない。

4 県は、自ら設置し、又は管理する施設について、受動喫煙による県民の健康への悪影響が生じないように適切な措置を講じなければならない。

(推進体制の整備)

第7条 県は、県民、事業者及び市町村と連携し、及び協力して、受動喫煙の防止に関する普及啓発その他の必要な施策を推進するための体制を整備するものとする。

(指定たばこ専用喫煙室の規制)

第8条 県第1種施設の施設管理者は、その管理する公共的施設に指定たばこ専用喫煙室（健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により読み替えられた法第33条第3項第1号に規定する指定たばこ専用喫煙室をいう。以下同じ。）を設置してはならない。

2 県第2種施設の施設管理者は、その管理する公共的施設に指定たばこ専用喫煙室を設置した場合においては、喫煙禁止区域（公共的空間のうち、法及びこの条例の規定により喫煙することができない区域をいう。以下同じ。）の面積の合計を、当該県第2種施設における公共的空間の面積の合計のおおむね2分の1以上とするよう努めるものとする。

(喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出の防止)

第9条 施設管理者は、喫煙区域（指定たばこ専用喫煙室、喫煙専用室、法第35条第3項第1号に規定する喫煙目的室又は改正法附則第2条第1項の規定により読み替えられた法第33条第3項第1号に規定する喫煙可能室をいう。以下同じ。）を設けたときは、当該喫煙区域から喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するために必要な措置として規則で定める措置を講じなければならない。その管理する公共的施設における公共的空間以外の区域が喫煙禁止区域に隣接する場合の当該公共的空間以外の区域についても、同様とする。

(二十歳未満の者又は未成年者の立入りの制限)

第10条 施設管理者は、その管理する喫煙区域に、二十歳未満の者を立ち入らせてはならない。

2 保護者は、喫煙区域に、その監督保護に係る未成年者を立ち入らせてはならない。

(表示等)

第11条 施設管理者は、公共的施設について禁煙（公共的施設の全部（喫煙関連研究場所及び法第40条第1項各号に掲げる場所を除く。以下この項において同じ。）を喫煙することができない区域とすることをいう。）の措置を講じたときは、規則で定めるところにより、当該公共的施設の入り口に、当該公共的施設の全部が喫煙禁止区域である旨の表示をしなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、施設管理者は、受動喫煙を防止するために講じた措置について、その管理する公共的施設の利用者に周知させるよう努めるものとする。

(立入調査等)

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設管理者に対し、受動喫煙の防止に関する取組の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定した職員に、公共的施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び勧告)

第13条 知事は、施設管理者が第8条第1項、第9条（法第34条第1項又は法第36条第1項による勧告をする場合を除く。）、第10条第1項（業務に従事する者が立ち入る場合を除く。）又は第11条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該施設管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。

(公表)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、前条の規定による勧告に従わない施設管理者が管理する公共的施設の名称、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該施設管理者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(命令)

第15条 知事は、第13条の規定による勧告を受けた施設管理者が当該勧告に従わないときは、当該施設管理者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(特例県第2種施設)

第16条 県第2種施設のうち次に掲げる施設の施設管理者は、第9条の規定にかかわらず、法に規定する措置を講ずることにより足りるものとする。ただし、当該措置を講じない場合は、当該措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる営業又は同条第11項に規定する営業の用に供する施設

(2) 事業の用に供する床面積から食品の調理の用に供する施設又は設備に係る部分を除いた部分の床面積の合計が100平方メートル以下の飲食店

(3) 事業の用に供する床面積の合計が700平方メートル以下のホテル、旅館その他これらに類する施設

(4) 法第28条第7号に規定する喫煙目的施設

(5) 改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設のうち屋内全部を喫煙可能室とした施設(第2号に掲げる施設を除く。)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 第15条の規定による命令に違反した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定(第2種施設に係る部分に限る。)は平成23年4月1日から、次項及び附則第3項の規定は公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成21年7月規則第57号で、同21年8月1日から施行)

(経過措置)

2 第20条第1項の規定による認定を受けようとする者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条第2項の規定の例により、その認定の申請をすることができる。

3 知事は、前項の規定により認定の申請があった場合には、施行日前においても、第20条第1項の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、同項の規定の例により認定を受けたときは、施行日において同項の規定により認定を受けたものとみなす。

(検討)

4 知事は、施行日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成27年12月28日条例第100号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日条例第32号抄)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月21日条例第38号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| | |
|------|---|
| (1) | 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの |
| (2) | ア 病院、診療所又は助産所 イ 薬局 ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所 |
| (3) | 劇場、映画館又は演芸場 |
| (4) | 観覧場 |
| (5) | ア 集会場又は公会堂 イ 火葬場又は納骨堂 ウ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの |
| (6) | 展示場 |
| (7) | 体育館、水泳場、ボーリング場その他の運動施設 |
| (8) | 公衆浴場 |
| (9) | 百貨店、マーケットその他これらに類するもの |
| (10) | 銀行その他の金融機関 |
| (11) | 郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所 |
| (12) | ア 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設 イ 旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両又は船舶（運行する路線又は就航する航路の起点及び終点が県内にあるものに限る。） |
| (13) | 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの |
| (14) | 動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの |
| (15) | 老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの |
| (16) | |
| (17) | 前各項又は別表第2の各項に掲げる公共的施設が所在する建築物又は工作物（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他の一般公共の用に供される区域に限る。） |

備考 この表に掲げる公共的施設には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型性風俗特殊営業等」という。）を営む店舗を含まないものとする。

一部改正〔平成28年条例32号〕

別表第2（第2条関係）

| | |
|-----|--|
| (1) | ア 飲食店 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、待合、料理店その他これらに類するもの |
| (2) | ホテル、旅館その他これらに類するもの |
| (3) | ア ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの イ ダンスホール、マージャン屋、ぱちんこ屋その他これらに類するもの ウ 競馬場外の勝馬投票券発売所、場外車県売場、場外勝舟投票券発売場その他これらに類するもの |
| (4) | 前各項又は別表第1の(1)の項から(15)の項までに該当しないサービス業を営む店舗 |

備考 この表に掲げる公共的施設には、店舗型性風俗特殊営業等を営む店舗を含まないものとする。

【職場における受動喫煙防止のためのガイドライン（令和元年7月1日 基発0701 第1号）】抜粋

1 趣旨等

職場における受動喫煙防止については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第68条の2により対策を進めているところであるが、これに関連し、昨年7月、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）が成立・公布されたところである。

改正法は、国民の健康の向上を目的として、多数の者が利用する施設等の管理権原者等に、当該多数の者の望まない受動喫煙を防止するための措置義務を課すものである。一方、安衛法は、職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、事業者、屋内における当該労働者の受動喫煙を防止するための措置について努力義務を課すものである。

本ガイドラインは、改正法が本年1月24日より順次施行されていることに伴い、改正法による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号。以下「健康増進法」という。）で義務付けられる事項及び安衛法第68条の2により事業者が実施すべき事項を一体的に示すことを目的とするものである。

なお、事業者と管理権原者が異なる場合、当該事業者は、本ガイドラインに基づく対応に当たり、健康増進法の規定が遵守されるよう、管理権原者と連携を図る必要がある。

3 組織的対策

(1) 事業者・労働者の役割

職場における受動喫煙防止対策を効果的に進めていくためには、企業において、組織的に実施することが重要であり、事業者は衛生委員会、安全衛生委員会等（以下「衛生委員会等」という。）の場を通じて、労働者の受動喫煙防止対策についての意識・意見を十分に把握し、事業場の実情を把握した上で、各々の事業場における適切な措置を決定すること。

職場の受動喫煙防止対策の推進のためには、当該事業場に従事する労働者の意識、行動等の在り方が特に重要であるため、労働者は事業者が決定した措置や基本方針を理解しつつ、衛生委員会等の代表者を通じる等により、必要な対策について積極的に意見を述べることが望ましいこと。

(2) 受動喫煙防止対策の組織的な進め方

職場における受動喫煙防止対策の実施に当たり、事業者は、事業場の実情に応じ、次のような取組を組織的に進めることが必要であること。

ア 推進計画の策定

事業者は、事業場の実情を把握した上で、受動喫煙防止対策を推進するための計画（中長期的なものを含む。以下「推進計画」という。）を策定すること。この場合、安全衛生に係る計画、衛生教育の実施計画、健康保持増進を図るため必要な措置の実施計画等に、職場の受動喫煙防止対策に係る項目を盛り込む方法もあること。

推進計画には、例えば、受動喫煙防止対策に関し将来達成する目標と達成時期、当該目標達成のために講じる措置や活動等があること。

なお、推進計画の策定の際は、事業者が参画し、労働者の積極的な協力を得て、衛生委員会等で十分に検討すること。

イ 担当部署の指定

事業者は、企業全体又は事業場の規模等に応じ、受動喫煙防止対策の担当部署やその担当者を指定し、受動喫煙防止対策に係る相談対応等を実施させるとともに、各事業場における受動喫煙防止対策の状況について定期的に把握、分析、評価等を行い、問題がある職場について改善のための指導を行わせるなど、受動喫煙防止対策全般についての事務を所掌させること。

また、評価結果等については、経営幹部や衛生委員会等に適宜報告し、事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の決定に資するようにすること。

ウ 労働者の健康管理等

事業者は、事業場における受動喫煙防止対策の状況を衛生委員会等における調査審議事項とすること。また、産業医の職場巡視に当たり、受動喫煙防止対策の実施状況に留意すること。

エ 標識の設置・維持管理

事業者は、施設内に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室など喫煙することができる場所を定めようとするときは、当該場所の出入口及び施設の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識を掲示しなければならないこと。

なお、ピクトグラムを用いた標識例については、「『健康増進法の一部を改正する法律』の施行について」（平成31年健発0222第1号）の別添3や「なくそう！望まない受動喫煙」ホームページを参照すること。

オ 意識の高揚及び情報の収集・提供

事業者は、労働者に対して、受動喫煙による健康への影響、受動喫煙の防止のために講じた措置の内容、健康増進法の趣旨等に関する教育や相談対応を行うことで、受動喫煙防止対策に対する意識の高揚を図ること。さらに、各事業場における受動喫煙防止対策の担当部署等は、他の事業場の対策の事例、受動喫煙による健康への影響等に関する調査研究等の情報を収集し、これらの情報を衛生委員会等に適宜提供すること。

カ 労働者の募集及び求人の申込み時の受動喫煙防止対策の明示

事業者は、労働者の募集及び求人の申込みに当たっては、就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項を明示すること。明示する内容としては、例えば以下のような事項が考えられること。

- ・施設の敷地内又は屋内を全面禁煙としていること。
- ・施設の敷地内又は屋内を原則禁煙とし、特定屋外喫煙場所や喫煙専用室等を設けていること。
- ・施設の屋内で喫煙が可能であること。

(3) 妊婦等への特別な配慮

事業者は、妊娠している労働者や呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者、がん等の疾病を治療しながら就業する労働者、化学物質に過敏な労働者など、受動喫煙による健康への影響を一層受けやすい懸念がある者に対して、下記4及び5に掲げる事項の実施に当たり、これらの者への受動喫煙を防止するため、特に配慮を行うこと。

4 喫煙可能な場所における作業に関する措置

(1) 20 歳未満の者の立入禁止

事業者は、健康増進法において、喫煙専用室などの喫煙可能な場所に20歳未満の者を立ち入らせることが禁止されていることから、20 歳未満の労働者を喫煙専用室等に案内してはならないことはもちろん、20 歳未満の労働者を喫煙専用室等に立ち入らせて業務を行わせないようにすること（喫煙専用室等の清掃作業も含まれる。）。

また、20 歳未満と思われる者が喫煙専用室等に立ち入ろうとしている場合にあっては、施設の管理権原者等に声掛けをすることや年齢確認を行うことで20 歳未満の者を喫煙専用室等に立ち入らせないようにさせること。

(2) 20 歳未満の者への受動喫煙防止措置

事業者は、健康増進法において適用除外の場所となっている宿泊施設の客室（個室に限る。）や職員寮の個室、特別養護老人ホーム・有料老人ホームなどの入居施設の個室、業務車両内等についても、望まない受動喫煙を防止するため、20 歳未満の者が喫煙可能な場所に立ち入らないよう措置を講じること。

(3) 20 歳以上の労働者に対する配慮

事業者は、20 歳以上の労働者についても、望まない受動喫煙を防止する趣旨から、事業場の実情に応じ、次に掲げる事項について配慮すること。

ア 勤務シフト、勤務フロア、動線等の工夫

望まない受動喫煙を防止するため、勤務シフトや業務分担を工夫すること。また、受動喫煙を望まない労働者が喫煙区域に立ち入る必要のないよう、禁煙フロアと喫煙フロアを分けることや喫煙区域を通らないような動線の工夫等について配慮すること。

イ 喫煙専用室等の清掃における配慮

喫煙専用室等の清掃作業は、室内に喫煙者がいない状態で、換気により室内のたばこの煙を排出した後に行うこと。やむを得ず室内のたばこの煙の濃度が高い状態で清掃作業を行わなければならない場合には、呼吸用保護具の着用等により、有害物質の吸入を防ぐ対策をとること。また、吸い殻の回収作業等の際には、灰等が飛散しないよう注意して清掃を行うこと。

ウ 業務車両内での喫煙時の配慮

営業や配達等の業務で使用する車両内などであっても、健康増進法において喫煙者に配慮義務が課せられていることを踏まえ、喫煙者に対し、望まない受動喫煙を防止するため、同乗者の意向に配慮するよう周知すること。

【藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例（平成19年6月29日藤沢市条例第7号）】

（目的）

第1条 この条例は、きれいで住みよい環境づくりを進めるために、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、地域の環境美化の促進及び空き缶の投棄、路上喫煙等の防止に関し必要な事項を定め、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 この市の区域内に居住し、在勤し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 この市の区域内において、事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 所有者等 この市の区域内において、土地又は建物若しくはその他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 公共の場所 公園、広場、道路、海岸その他の公共の用に供する場所をいう。
- (5) 喫煙 たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持することをいう。
- (6) 飼い犬等 飼い犬、飼い猫その他の人が飼育している動物をいう。
- (7) 落書き みだりに文字、図形若しくは絵画を書くこと又は書かれた文字、図形若しくは絵画をいう。
- (8) 花火 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第2項に規定するがん具煙火をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、総合的な施策を計画的に実施するものとする。

2 市は、地域の環境美化の促進及び身近な環境を悪化させる迷惑行為の防止に関し、市民等、事業者及び所有者等の意識を啓発するよう努めるとともに、市民等、事業者及び所有者等がこの条例の目的を達成するために行う自主的な取組を支援するよう努めるものとする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、きれいで住みよい環境づくりへの意識を高め、快適な生活環境の確保に努めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動によって良好な生活環境を損なうことのないよう自らの責任において必要な措置を講ずるとともに、この条例の目的を達成するために実施する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（所有者等の責務）

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物若しくはその他の工作物及びその周辺の美化に努めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（喫煙者の責務）

第7条 何人も、公共の場所において、歩行するとき又は自転車等で走行するときは、喫煙しないように努めなければならない。

2 公共の場所において喫煙しようとする者は、携帯用灰皿を携帯し、又は灰皿が設置されている場所で喫煙するとともに、他人に迷惑をかけないよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域)

第8条 市長は、特に必要であると認められる区域を、路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示し、当該区域内に禁止区域である旨を掲示しなければならない。

3 何人も、禁止区域において、灰皿が設置されている喫煙場所以外で喫煙をしてはならない。

4 市長は、禁止区域の指定を解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(空き缶等の投棄等の禁止)

第9条 何人も、公共の場所に空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻その他の廃棄物を投棄し、又は放置してはならない。

(飼い犬等のふんの放置等の禁止)

第10条 何人も、飼い犬等のふんを公共の場所に放置し、又は投棄してはならない。

(落書きの禁止)

第11条 何人も、公共の場所又は当該場所に存する建築物その他の工作物に落書きをしてはならない。

2 市長は、公共の場所に存する建築物その他の工作物に落書きが放置され、著しく周辺的美観を損なう状態にあると認めるときは、その所有者等に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。

(深夜花火の禁止)

第12条 何人も、公共の場所において、深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。)に通常の燃焼音以外の音を発する花火をしてはならない。

2 花火を販売する事業者は、深夜の花火の禁止について、花火の購入者に周知するよう努めなければならない。

(勧告)

第13条 市長は、第8条第3項、第9条、第10条又は前条第1項の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うよう命令することができる。

2 市長は、第11条第1項の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう命令することができる。

(きれいで住みよい環境づくり指導員及びきれいで住みよい環境づくり推進員)

第15条 市長は、次に掲げる事項を行わせるため、きれいで住みよい環境づくり指導員を置く。

(1) 第13条の規定による勧告及び前条の規定による命令に関すること。

(2) きれいで住みよい環境づくりの推進に係る普及、啓発、指導等に関すること。

2 市長は、前項第2号に掲げる事項を行わせるため、市民及び事業者のうちからきれいで住みよい環境づくり推進員を選任することができる。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 17 条 第 14 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、50,000 円以下の罰金に処する。

第 18 条 第 14 条第 1 項の規定による命令(第 8 条第 3 項、第 9 条又は第 10 条の規定に係るものに限る。)に違反した者は、20,000 円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成 19 年 7 月 20 日から施行する。ただし、第 17 条及び第 18 条の規定は、同年 12 月 1 日から施行する。
- 2 第 17 条及び第 18 条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反した者について適用する。

【たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 (WHO Framework Convention on Tobacco Control) について】
厚生労働省ホームページより引用

わが国政府は、平成 16 年 3 月 9 日に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約」(WHO Framework Convention on Tobacco Control) に関し、同条約に署名すること及び同条約の締結について国会の承認を求めることを閣議決定しました。

これを受けて、3 月 9 日(日本時間 10 日)、ニューヨークの国連連合本部において署名がされ、6 月 8 日には、ニューヨーク(国連)において、受託所を国際連合事務総長に寄託しました。

平成 17 年 2 月 27 日、世界的には公衆衛生分野における初めての多数国間条約として本条約が発効されました。

【健康なライフスタイル推進に関する世界保健機関と国際オリンピック委員会の合意】

世界保健機関(WHO)と国際オリンピック委員会(IOC)は、すべての人々に運動とスポーツを奨励し、タバコのないオリンピックを実現し、子どもの肥満を予防するために健康的なライフスタイル奨励することを共同で推進することに合意しました。(2010 年 7 月 21 日)

藤沢市公共的施設等における
受動喫煙防止を推進するためのガイドライン

平成28年 7月 策定

平成28年10月 施行

令和●年 ●月 改定施行

発行 藤沢市 福祉健康部 保健所 健康増進課
〒251-0022 藤沢市鵠沼2131番地の1
電話 0466-50-8430
FAX 0466-28-2121